

令和 7 年 3 月 23 日執行

福岡県知事選挙
福岡県議会議員補欠選挙

出納責任者の権限及び職務について
(会計帳簿の備付けと収支報告)

福岡県選挙管理委員会

福岡県知事選挙・福岡県議会議員補欠選挙 候補者（立候補予定者）の方へ

公職選挙法第189条第1項の規定により、出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を提出しなければなりません。

提出期限等は、次のとおりとなります。必ず期限までに提出をしてください。

提出をしない場合は、罰則の適用があります。

○収支報告書の提出期限

選挙の期日から15日以内

（令和7年4月7日（月）17時まで）

※提出日までのすべての収入及び支出を記載した収支報告書を（第1回分として）提出してください。

※第1回収支報告書の提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出してください。

○収支報告書の受付場所

福岡県庁行政棟9階南棟 選挙管理委員会事務室

※代理人が提出する際には、出納責任者の印（認印で可）を持参してください。収支報告書に出納責任者の印がない場合、出納責任者本人と代理人との間の委任関係を確認する資料（委任状等）の提示が必要となります。

○領収書等の写し等の添付について

収支報告書には、その収支報告書に記載されたすべての支出に係る領収書等の写しを添付しなければならないことになっています。

この領収書等の写しは、A4サイズで収支報告書の記載順に整理のうえ、提出してください（個々の領収書等の写しが重ならないように、できるだけ1枚に複数の写しをおさめてください。）。

領収書等を徴し難い事情があった支出があるときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」（37頁掲載）を添付してください。

なお、金融機関への振込みにより支出したものについては、「当該支出の目的を記載した書面」（38頁掲載）及び金融機関が作成した振込明細書の写しをもって、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に代えることができます。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（出納責任者による記入も可）は、「当該支出の目的を記載した書面」を別途提出することは不要です。

- ◎ 収支報告書の様式は、電子データを県庁ホームページに掲載しています。配付している用紙（様式）のほか、こちらも収支報告書の作成に御利用いただけます。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/0407syushi.html>

「福岡県トップページ > 県政情報 > 選挙 > 選挙管理委員会からのお知らせ」

目 次

第 1	出納責任者の権限	1
1	届出前の寄附の受領及び支出の禁止	1
2	支出権限	1
3	支出金額の最高額の決定	2
第 2	出納責任者の職務	2
1	収入及び支出に関する基本的用語の定義	2
2	会計帳簿の備付け及び記載	3
3	実費弁償及び報酬の額	8
4	選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲	11
5	選挙運動に関する支出金額の制限額	12
6	明細書の受理	14
7	領収書等の徴収及びその送付されたものの受理	14
8	収支報告書の提出	15
9	帳簿及び書類の保存	15
第 3	出納責任者の職務代行及び事務引継	16
1	出納責任者の職務代行	16
2	出納責任者の事務引継	16
第 4	寄附等の禁止	16
1	公職選挙法による制限	16
2	政治資金規正法による制限	18
第 5	個人が選挙運動に関する寄附をした場合の課税上の特例について	20
1	選挙運動用収支報告書の記載	20
2	適用を除外される場合	20
3	寄附金控除を受けるための手続	20

別記様式

選挙運動費用収支報告書の記載例	21
寄附金（税額）控除のための書類の記載例及び様式	39

（凡 例）

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規 則	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
規正法	政治資金規正法（昭和23年法律194号）
1 ②Ⅲ	第1条第2項第3号

第1 出納責任者の権限

公職の候補者等（候補者又は推薦届出者）は、候補者の選挙運動に関する収入及び支出の責任者である出納責任者を選任しなければならない（法 180①）。

1 届出前の寄附の受領及び支出の禁止

出納責任者（職務代行者を含む。）は、立候補の届出後、その選任届出がなされた後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の選挙運動のために、いかなる名義であろうとも、寄附を受けたり、支出したりすることは一切できない（法 184）。

なお、出納責任者以外の者は、出納責任者の選任届出のいかんにかかわらず、選挙運動のための寄附を受けることはできる（この場合、出納責任者の選任届出後に、当該出納責任者に対し寄附に関する明細書の提出を要する。）。また、出納責任者になろうとする者が、立候補の届出前に寄附を受領し、立候補準備のための支出をすることは差し支えない。

2 支出権限

選挙運動のために要する支出は、選挙運動費用の法定制限額とも関連して、その経理が的確に行われなければならないので、その支出権限は出納責任者に専属するものとされている。ただし、一切の支出を出納責任者にのみ限定することは、実際問題として不便であるから、次の支出は出納責任者以外の者でもすることができる（法 187①）。

(1) 立候補準備のための支出

立候補準備のために要する支出については、立候補前には出納責任者は存在せず、その支出を出納責任者の責任とすることはできないので例外とされている。

立候補準備のために要する支出とは、ポスター、立札、看板の類をあらかじめ作成しておいたり、選挙運動用葉書の印刷をあらかじめ依頼したり、選挙公報、新聞広告の原稿を作成しておいたり、書面又は口頭で出納責任者の委嘱、選挙事務所の借上げ等について内交渉をしたりする行為に要する支出をいう。

この支出のうち、候補者若しくは出納責任者となった者が支出したもの、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用とされ、法定制限額の適用を受けるので、出納責任者は就任後直ちに精算し、会計帳簿に記載しなければならない（法 187②）。

(2) 電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出

第三者が電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動をすることは自由である。ただし、候補者又は出納責任者と意思を通じて電話及びインターネット等を利用して選挙運動を行った場合は、その費用を選挙運動に関する支出に算入しなければならない。

(3) 出納責任者の文書による承諾を得た支出

立候補届出後は、電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する経費を除き、出納責任者の文書による承諾を得ない限り、選挙運動に関する一切の支出をすることができない（候補者が支出する場合であっても同様である。）。

「文書による承諾」とは、必ずしも詳細な用途を特定する必要はないが、少なくとも食糧費何食分何円という程度には記載してなされるべきであり、単に一定の金額について概括的な支出の承諾を与えることはできないとされている。

なお、選挙運動員等が出納責任者のために機械的補助者として支出することは可能である。

3 支出金額の最高額の決定

出納責任者の選任者（候補者又は推薦届出者）は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならない（法 180②）。なお、最高額は、消費税を含んだ額である。

第2 出納責任者の職務

1 収入及び支出に関する基本的用語の定義

(1) 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう（法 179①）。

(ア) 「金銭」とは、法定通貨をいい、外国紙幣、金塊及び銀塊等は物品に含まれる。

(イ) 「物品」とは、金銭以外の有体物をいい、電気、熱等も含まれる。

(ウ) 「その他の財産上の利益」とは、金銭、物品以外の有体、無体の財産上の利益をいい、債務の免除、金銭又は物品の貸与、労務の無償提供等もこれに該当する。

(エ) 「収受」には、所有権を取得することと占有権を取得することの双方が含まれ、占有の移転を伴う受託、保管、使用貸借も含まれる。

(オ) 「承諾」とは、相続のようにそれ自身で権利義務の承継の効果を生ずる単独行為をいう。

(カ) 「約束」とは、相手方との間に、将来金銭、物品その他の財産上の利益を収受すべき旨の合意が成立することをいい、その合意のとき収入となる。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう（法 179②）。

例えば、購入代金の支払等は債務の履行であるから、寄附の概念には入らない。

(ア) ここでいう「寄附」は、現実の供与又は交付のみならず、供与又は交付の約束も含み、社会通念上の概念よりも広い。

(イ) 選挙等の際に特定目的のため党費又は会費の名義で出す贈与的性質を有するものは、ここにいう「党費又は会費」でなく、寄附と見るべきである（昭 23.10.21 実例）。

(ウ) 収入は受け入れる側からの概念であり、寄附は与える側からの概念である。したがって、寄附されたものはすべて収入となる。

(3) その他の収入

収入から寄附を除いたものをいい、例示すれば、おおむね次のとおりである。

(ア) 選挙運動費用に充てるため借用した金銭

(イ) 選挙運動のため物を売却して得た代金

(ウ) 自己資金のうち選挙運動費用に充てたもの

(4) 支出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう（法 179③）。すなわち、支出とは、支出する側から見て、寄附に党費、会費その他債務の履行としてなされるものを含めたものである。

(5) その他

「収入」、「寄附」、「支出」の項目中の金銭、物品その他の財産上の利益には、花

輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものも含まれる（法 179④）。

2 会計帳簿の備付け及び記載

出納責任者は、次に掲げる様式の会計帳簿（収入簿、支出簿）を作成して備え付け、候補者のためになされた選挙運動（立候補の準備行為等を含む。）に関するすべての収支を記載しなければならない（法 185）。なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載しなければならない。

（参 考）

時価換算の時期は、選挙運動のため、財産上の義務を負担し、又は金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費したときの時価をいうものであり、「時価」とは、その時期、場所における財産上の利益を通常価格に見積もった金額をいう。「通常価格」とは、客観的に普通有している価値をいう。「時価に見積もる者」は出納責任者である。

(1) 収入簿

選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）を記載しなければならない。

また、寄附をした者については、その者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び寄附年月日を記載しなければならない。なお、匿名による寄附は禁止されており（規正法 22 の 6 ①）、カンパ等の場合であっても、寄附者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び寄附年月日を明らかにしてカンパを受ける必要がある。

(ア) 「候補者のために」とは、当該候補者が寄附の相手方であるなしを問わず、寄附の金品等の用途が候補者の選挙運動のために使われる趣旨である。

(イ) 「意思を通じて」とは、候補者又は出納責任者と寄附者又はその受領者との相互の間に、当該候補者のために寄附がなされることについて明示的又は黙示的に意思の連絡があることをいう。

(ウ) 公認料が政党等から交付された場合は、寄附として取り扱うべきである（昭 23. 10. 2 1 実例）。

(エ) 陣中見舞いも寄附とされている（昭 26. 3 国警質疑集）。

○収入簿の様式（規則別記第 30 号様式）

年月日	金額又は 見積額	種別	寄 附 を し た 者			金銭以外の 寄 附 及 び そ の 他 の 収入の見積 の 根 拠	備考
			住所又は主 たる事務所 の所在地	氏 名 又 団 体 名	職 業		
	円						
合 計							

留意事項

- ① この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- ② 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- ③ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積りの根拠等を記載するものとする。
- ④ 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- ⑤ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

(2) 支出簿

選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）を記載するものである。

なお、「候補者のために」及び「意思を通じて」の意義については、(1)収入簿の項と同義である。

○支出簿の様式（規則別記第30号様式）

年月日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金 銭 支 出	金 銭 以外 の 支 出	合 計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
	円	円	円							
合計										

留意事項

- ① この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- ② この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用、(二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- ③ この帳簿の各科目には、(一)人件費、(二)家屋費（(イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費等）、(三)通信費、(四)交通費、(五)印刷費、(六)広告費、(七)文具費、(八)食糧費、(九)休泊費、(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- ④ 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船舶、自動車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するもの

とする。

- ⑤ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積りの根拠等を記載するものとする。
- ⑥ 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、労務者報酬、演説会場費等）、員数等を記載するものとする。
- ⑦ 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- ⑧ 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ビラ若しくはポスターの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- ⑨ ①～⑧に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

(3) 支出科目別の記載上の注意事項

(ア) 人件費

候補者については、人件費はないと解されている。また、「選挙運動に従事する者」に対しても、報酬は支給できないのが原則であるが、一定の者（㉞選挙運動のために使用する事務員、㉟専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、㊱専ら手話通訳のために使用する者及び㊲専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記のために使用する者）であらかじめ県の選挙管理委員会に届け出た者に対しては、支給することができる。

ただし、㉞から㊲までの者を通じて1日に次の人数を超えて、報酬を支払ってはならない。

①知事選挙の場合：50人

②県議会議員選挙の場合：12人

なお、「選挙運動のために使用する労務者」に対しては、報酬を支給することができ、人数についても制限はない（法197の2）。

また、これら運動員等に対して支払われる実費弁償の額は、交通費等の費目として処理されるべきである（8頁「**3 実費弁償及び報酬の額**」の項を参照のこと）。

（参 考）

- ① 一般に、選挙運動に従事する者のうち㉞から㊲までの者には、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者や、親族、友人等の特別の信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれない。
- ② 「選挙運動のために使用する事務員」には、直接選挙人に働きかける行為を行う者は含まれない。
- ③ 「専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用の自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者である。

したがって、このような者が一時的に停止した自動車等の周囲において演説を行うことがあっても、車上等における選挙運動を本務としていると認められるときは、報酬を支給することができるが、車上等における選挙運動を本務としない

者が一時的に車上等における選挙運動に従事することがあっても、報酬を支給することができない。

- ④ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙人に対し直接に投票を勧誘する行為又は自らの判断に基づいて積極的に投票を得又は得させるために直接、間接に必要かつ有利なことをするような行為、すなわち、法にいう選挙運動を行うことなく、専らそれ以外の単純かつ機械的労務に従事する者をいう（昭 53. 1. 26 最高裁判決）。

具体例としては、ポスター掲示場へのポスター貼りや葉書のあて名書きのように、選挙人に対する直接の投票依頼を内容としない行為を本務とし、かつ、これらの行為を自らの判断に基づいて積極的に行うなどの特別の事情がない者等が「労務者」に当たる。

- ⑤ 選挙運動のために使用した労務者が労務に従事中傷害を負ったため、候補者が医療費として支出したようなものは、選挙運動費用に加算されない（内務省）。
- ⑥ 応援弁士に対しては報酬を支払うことはできないが、実費弁償をすることは当然であって、その費用は、選挙運動費用に加算される。

(イ) 家屋費

主として選挙事務所及び備品等の借上料、電話架設費並びに個人演説会の会場の借上料である。

(参 考)

- ① 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合の費用は、選挙運動費用に加算する必要はない（昭 22. 4 警保局）。
- ② 選挙運動のために備えた椅子、硝子等の破損弁償金のように通常の損料に属しないものは、選挙運動費用に加算されない（内務省）。
- ③ 政党の支部、自己の後援会等の事務所を選挙事務所として無償で借りた場合には、時価で見積もった額を借入先からの寄附として収入に計上し、かつ、同額を選挙事務所費として支出に計上しなければならない。
- ④ 公営施設使用の個人演説会の場合は、1 会場につき、1 回に限り無料で使用できるので、この場合は選挙運動費用に加算されない。

(ロ) 通信費

電報、電話（借上料及び電話料）、葉書、封書等に要する費用である。

(参 考)

電報、葉書（選挙運動用通常葉書を除く）、封書は、選挙運動のための文書としては使用できず、事務連絡用のものに限る。なお、選挙運動用通常葉書は無料で差し出すことが出来るため、通信費は発生しない。

(ハ) 交通費

選挙運動に従事する者、労務者の電車賃、汽車賃、バス代等である。候補者分については、選挙運動費用に加算されない（法 197①Ⅲ）。

(参 考)

- ① 候補者の乗用する自動車に運動員が同乗したような場合には、一般には便乗と解されるので算入の必要はない。ただし、主として運動員が使用するものに、時折候補者も同乗するような場合は、加算すべきである（昭 26. 3 国警質疑集）。
- ② 候補者の所有する自動車であっても、選挙運動員が使用する場合には、その費用は選挙運動費用に加算すべきである（昭 26. 1. 5 実例）。

- ③ 選挙運動員が自己名義の定期乗車券（日常使用するもの）を利用して選挙運動をした場合においては、その利益は選挙運動費用に加算されない（昭 26. 1. 5 実例）。
- ④ 選挙運動員の選挙運動のための交通費等は、運動員がその受領を辞退した場合でも、選挙運動費用に算入される（昭 28. 4 実例）。
- ⑤ 選挙運動用の自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動費用に加算されない（法 197②、12 頁参照）。
- ⑥ 選挙運動に使用中の自動車が転落した際の引揚作業に要した費用は、選挙運動費用に加算されない（昭 26. 3 国警質疑集）。

(オ) 印刷費

選挙運動用ポスター、ビラ及び葉書の印刷費等である。

(参 考)

- ① 郵政葉書を使用する場合は印刷費のみが、また、私製葉書を使用する場合は紙代と印刷費が選挙運動費用に算入される（昭 33. 4. 24 実例）。
- ② 選挙公営により選挙運動用ポスター及びビラの作成費が公費負担される場合でも、当該作成費は選挙運動費用に算入しなければならない（昭 50. 11. 20 実例）。しかし、公費負担分を収入として計上してはならない（昭 51. 4 実例）。

(カ) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用である。

(参 考)

- ① 知事選挙において公営で実施される新聞広告、政見放送及び経歴放送の費用については、選挙運動費用に加算されない。
- ② 風雪による候補者の看板の復旧費は、選挙費用に加算されない（内務省）。
- ③ インターネット等による選挙運動のためにプロバイダに支払った経費については原則として次の支出科目に区分し記載するが、当該回線の使用が専ら選挙運動用ホームページの運用のためのものである場合は、一括して広告費に計上しても差支えない。
 - (1) 回線開設工事料→家屋費
 - (2) 回線接続料（月額料金）、レンタルサーバー使用料→通信費
 - (3) ホームページスペース使用料、独自ドメイン取得・更新費用→広告費

(キ) 文具費

紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用である。

(ク) 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用並びに法律上許容された選挙運動に従事する者及び労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等である。

(参 考)

- ① 選挙事務所において選挙運動に従事する者及び労務者に対して提供する弁当等の食事料は、次の個数及び金額を超えてはならない（法 139）。
 - ・ 提供できる数
 - 知事選挙の場合：1, 377 食以内
 - 県議会議員選挙の場合：405 食以内
 - ・ 提供できる弁当の価格 1 食 1, 000 円以内

(1人に1日何食提供してもよいが、1人・1日につき3,000円以内でなければならない。)

・提供できる期間(告示日から選挙期日の前日まで)

- ② 陣中見舞いに来た選挙人等に、食事を提供することはできない(法139)。
- ③ 選挙運動員の日常の飲食物費は、実物の供給又は実費の弁償があった場合を除くほか、選挙運動員の自弁によるものは、これを選挙運動費用として計算すべきものではない(内務省、司法省)。
- ④ 選挙運動に従事する者に対し弁当を提供した場合において、選挙運動に従事する者に支給することができる実費弁償としての弁当料の額は、法の基準に従い定められた1日についての実費弁償としての弁当料の額から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額以内となる(令129②)。

また、労務者に対し弁当を提供した場合において、労務者に支給する報酬の基本日額は、報酬の基本日額から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額以内となる(令129②)。

(ケ) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用である。

(参 考)

候補者等が選挙運動のため、親戚、知人の宅に宿泊した場合の費用は、実費を支払った場合にはその額、支払わない場合にはその時期及び場所における相当額を選挙運動費用として計算しなければならない(昭25.10.4実例)。

(コ) 雑費

(ア)～(ケ)以外の諸費をいうのであるが、例えば、看板等の作成に当たって、看板屋に請け負わせたものであるときは広告費に、労務者を雇い、材料を提供して作成したものであるときは、労務者に要した費用は人件費に、材料代等は雑費に、ペンキ代等は文具費に計上して処理すべきである。そのほか、光熱水費等が考えられる。

3 実費弁償及び報酬の額

実費弁償とは、実費の支出に対する相当額の補償をいう。したがって、現実に要した金額を超えて支給することはできない。また、一方で実費弁償できる額には制限があり、現実に要した実費であっても、次の基準に従い、県選挙管理委員会の定めた額(最高限度額)を超えて支給してはならない。なお、最高限度額は、消費税を含んだ額である。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給できる報酬及び実費弁償の最高限度額(法197の2)

限度額は次のとおり。なお、出納責任者が限度額を超えて支給した場合には、買収の推定を受けることになる(昭28.10.21自治庁、法務省、国警本部協議決定)。

(ア) 報酬(届出従事者)

① 支給できる者

選挙運動に従事する次の㉠～㉤の者で、あらかじめ文書(次頁に掲げる様式によること。)により県選挙管理委員会に届け出た者。

㉠ 選挙運動のために使用する事務員

㉡ 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者

㉢ 専ら手話通訳のために使用する者

㉣ 専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画

の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記のため使用する者

上記⑦～④以外の選挙運動に従事する者には、報酬を支給できない。

また、⑦～④に従事する者であっても、あらかじめ県選挙管理委員会に届け出た者以外の者には報酬を支給できない。

②支給できる人数及び期間

1日について、⑦から④までの者を通じて、知事選挙においては50人、県議会議員選においては12人を超えない範囲（令129③ⅠⅡ）で、立候補の届出後、県選挙管理委員会に届け出た日から選挙期日の前日までの間。

立候補届出の日から選挙期日の前日までの期間を通じて、1日の最高限度の員数の5倍（知事選挙においては250人、県議会議員選挙においては60人）を超えて異なる者を届け出ることとはできないので注意すること（令129⑧。5頁「(3)支出科目別の記載上の注意事項」の項を参照のこと）。

③報酬額（1人・1日につき）（令129④）

⑦ 選挙運動のために使用する事務員	10,000円以内
① 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者	15,000円以内
② 専ら手話通訳のために使用する者	15,000円以内
④ 専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記のために使用する者	15,000円以内

なお、超過勤務をした場合でも、この額を超えて報酬を支給することはできない。

○報酬を支給する者の届出書様式（規則別記第32号様式の2）

届 出 書						
公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。						
令和 年 月 日						
何選挙候補者 氏 名						印
福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳 殿						
氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する期 間	備 考

備考1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。（例えば、○月○日に届け出た何某と○月○日から交代）

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（注）期間を通じて1日の最高限度の員数（知事選挙は50人、県議会議員選挙は12人）を超える者を届け出る場合は、同一日の届出者数が1日の最高限度の員数を越えないよう留意すること。

(イ) 費用弁償（運動員）

①鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額（令 129①Ⅰイ）。

（参 考）

「旅客運賃等」とは、急行料金、寝台料金を含むものである。

②船賃

水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額（令 129①Ⅰロ）。

③車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額（令 129①Ⅰハ）。

（参 考）

「車賃」とは、バス、タクシー、ハイヤー等の料金である。

④宿泊料（食事料 2 食分を含む。）

1 夜について 12,000 円以内の実費額（令 129①Ⅰニ）。

（参 考）

宿泊した場合には、他に 2 食分の弁当料の実費弁償を受けることはできない。

⑤弁当料

1 食について 1,000 円以内の実費額。

ただし、1 日について 3,000 円以内（令 129①Ⅰホ）。

（参 考）

ア 1 食について 1,000 円以内であり、かつ、1 日について 3,000 円以内であれば、何回食事をしてもそれを弁償することができる。

イ 法 139 条ただし書の規定により弁当を提供した場合に、さらにその者に実費弁償として支給できる弁当料は、1 日当たりの制限額（3,000 円以内）から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額までである（令 129②。7 頁「(ク)食糧費」を参照のこと。）

⑥茶菓料

1 日について 500 円以内の実費額（令 129①Ⅰヘ）。

(2) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準（報酬の支給又は実費に対して弁償できる最高限度額）

基準（限度額）は次のとおり。なお、運動員とは異なり、弁当料の実費弁償はない。

(ア) 報酬（労務者）

①基本日額

10,000 円以内。ただし、弁当を提供した場合においては、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額（令 129①Ⅱイ、令 129②）。

②超過勤務手当

1 日について、基本日額の 5 割以内（令 129①Ⅱロ）。

(イ) 実費弁償（労務者）

①鉄道賃

(1)の(イ)①の額（令 129①Ⅲイ）

②船賃

(1)の(イ)②の額（令 129①Ⅲイ）

③車賃

(1)の(イ)③の額(令129①Ⅲイ)

④宿泊料(食事料を含まない。)

1夜について10,000円(令129①Ⅲロ)

(参 考)

運動員の場合と異なり、2食分の食事料がついていないが、これは、労務者は別に報酬の支給を受けることができるので、食事は自己の負担においてすることを建前としているからである。したがって、労務者が宿泊して食事をした場合にも、自己において負担しなければならない。

4 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなされる(法197)。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの(法197①Ⅰ)。

(参 考)

「立候補準備のため」とは、立候補の届出又は推薦届出をするために必要な準備であり、例えば、選挙事務所借入の内交渉やポスター印刷の依頼等の行為をいう。

供託金の納付、立候補の届出のために要する経費は、その性格上選挙運動そのものではないため、選挙運動費用には算入されない。

- (2) 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの(法197①Ⅱ)。

立候補準備のために要する支出及び電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出以外の選挙運動に関する支出は、すべて出納責任者又は出納責任者の文書による承諾を得た者でなければならない(法187①)。

(参 考)

「意思を通じて」とは、選挙運動に着手前又は選挙運動の着手後であって、その選挙運動が完了する前に合意があった場合をいう(内務省、司法省)。

- (3) 候補者が乗用する交通手段のために要した支出(法197①Ⅲ)。

(参 考)

交通手段に要した支出の中には、電車賃、急行料金、航空賃、船賃、バス代等が含まれる。候補者が演説会場へ行くために自家用車をたまたま使用したとか、ハイヤー又はタクシーを使用した場合の費用も、これに該当する。

- (4) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出(法197①Ⅳ)。

(参 考)

選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した費用とは、選挙の期日経過後でなければ、支払の原因が発生しない費用であって、例えば、選挙事務所の閉鎖、選挙運動費用の精算その他事実上選挙運動の後片付けをするのに当然必要な費用をいう。

したがって、選挙の期日前に生じた債務は含まれない(昭2.8内務省、司法省省議決定)。

- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(法197①Ⅴ)。

(参 考)

戸籍や住民票の発行手数料は、これに該当する。

なお、選挙運動に関する支出のうち消費税に相当する分として支出したものは、選挙運動費用に含まれる。

(6) 法律上選挙運動のために使用することを許される自動車及び船舶を使用するために要した支出（法 197②）。

（参 考）

選挙運動に関する支出とみなされない「法律上選挙運動のために使用することを許される自動車及び船舶を使用するために要した支出」とは、本来、その自動車及び船舶が走るために必要な経費であり、自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、重油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の傭料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等である。

一方、自動車及び船舶に付ける法律上選挙運動のために使用することを許される拡声機の借上料又は自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、走行に不可欠なものではないため、選挙運動に関する支出となる（昭 28. 6. 26 実例）。

なお、有料駐車場の駐車料金は選挙運動に関する支出となる。

5 選挙運動に関する支出金額の制限額

選挙運動に関する支出の金額は、消費税も含めて、候補者 1 人について、県選挙管理委員会が告示する額を超えることができない（法194①Ⅲ、Ⅳ）。

なお、参考までに、令和 6 年 12 月登録日現在の選挙人名簿登録者数をもとに算定した支出制限額は、次頁のとおりとなるが、実際の支出に当たっては、告示する額を確認のうえ、制限額を超えないよう十分注意すること。

○選挙運動費用支出制限額（令和6年12月登録日現在の仮の算定額）

① 知事選挙

12月登録日現在選挙人名簿登録者数	選挙運動費用支出制限額(仮)
4,207,238	53,650,700

（算出方法）

選挙運動費用支出制限額 = 7円（人数割額）×選挙人名簿登録者数 + 24,200,000円（固定額）

※ 百円未満の端数は、百円とする。

実際の制限額は、令和7年3月5日現在の登録者数により算出します。

② 県議会議員補欠選挙

選挙区名	定数	欠員	12月登録日現在選挙人名簿登録者数	選挙運動費用支出制限額(仮)
北九州市小倉南区	3	1	171,234	8,637,500
福岡市西区	3	1	170,324	8,612,300

（算出方法）

選挙運動費用支出制限額 = 83円（人数割額）×当該選挙区の選挙人名簿登録者数/当該選挙区の議員の定数 + 3,900,000円（固定額）

※ 百円未満の端数は、百円とする。

実際の制限額は、令和7年3月13日現在の登録者数により算出します。

6 明細書の受理

出納責任者は、公職の候補者のための選挙運動に関する寄附についての明細書を、次により受理しなければならない（法 186）。

(1) 明細書の提出義務者

出納責任者以外のすべての寄附を受けた者である。

(2) 明細書の提出期限

寄附を受けた日から 7 日以内（寄附を受けた日の翌日を第 1 日として起算し、7 日目に当たる日まで）である。ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。

(3) 候補者が立候補届出前に受けた寄附

立候補の届出後、直ちに明細書を提出させること。

（参 考）

- ① 出納責任者以外のすべての者には、候補者も含まれる。
- ② 候補者のためになされた選挙運動に関する寄附であれば、候補者又は出納責任者と意思を通じたものか否かを問わない。

7 領収書等の徴収及びその送付されたものの受理

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴収しなければならない（法 188①）。

また、候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出を行った者は、領収書その他の支出を証すべき書面を出納責任者に送付しなければならない（法 188②）。

なお、領収書その他の支出を証すべき書面には、必ずあて名（「上様」等とはしないこと）、支出の金額、年月日及び目的が記載されていることを要する。

（参 考）

- ① 領収書その他の支出を証すべき書面は、その都度徴収すべきである。
- ② 出納責任者以外の者が行う支出のうち、立候補準備に要する支出及び電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出のほか、出納責任者の文書による承諾を得て行った支出以外の支出は、法 187 条に違反する支出となるが、候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出である限り、領収書を徴しなければならない。
- ③ 領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があるときは、その義務を免除される（法 188①ただし書）。

「徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に不可能な場合をいうのであって、一時的に困難な事情があっても、それは徴し難い事情とはいえない。

（具体例）

ア 隔地者に対する支出について、相手方が領収書を出すことを拒否し、死亡し、若しくは遠方に旅行した場合又は相手方に支出した金品が到達しなかった場合。

イ 天災事変等の不可抗力による連絡の途絶、証拠書類の亡失等の場合。

ウ 郵便切手、交通機関の乗車券の購入のように、通常領収書を交付しないようなものに関する支出の場合。

8 収支報告書の提出

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書（以下「収支報告書」という。）を提出しなければならない。また、この場合、収支報告書に記載されたすべての支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければならない（収支報告書への記載順に整理のこと）。領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」（37 頁掲載）を添付しなければならない（法 189）。

なお、金融機関への振込みにより支出したものについては、「当該支出の目的を記載した書面」（38 頁掲載）及び金融機関が作成した振込明細書の写しをもって、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に代えることができる。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（出納責任者による記入も可）は、「当該支出の目的を記載した書面」は不要である。

(1) 提出先及び提出期限

県選挙管理委員会に、選挙の期日から 15 日以内（令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時まで）に、その提出の日までの一切の寄附及びその他の収入並びに支出を記載した第 1 回分収支報告書を持参又は郵送（必着）により提出すること（公費で負担されるものを除き、既に契約がなされていても（債務が発生していても）提出の日までに支払がなされていないものについては、第 1 回分収支報告書には計上せず第 2 回分以降の収支報告書に計上することになる。）。

第 1 回分収支報告書の提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から 7 日以内に報告すること。

また、収支報告書を提出する際には、訂正用として出納責任者の印（収支報告書に押なつた印（認印で可））を持参すること。

(2) 記載要領

「**2 会計帳簿の備付け及び記載**」（3～8 頁）及び「収支報告書の記載例」（21～38 頁）の項を参照すること。

(参 考)

- ① 選挙運動費用の精算届出義務者は、選挙の期日において現にその地位にあった出納責任者であり、もし、その期日に出納責任者が欠けていた場合は、その職務代行者が届出の義務を負う（昭 2. 8 内務省、司法省省議決定）。
- ② 自己資金も収入に含まれる。したがって、自己の預金を引き出し、又は借入金等をもって選挙運動費用に充てた場合も、収入に含まれる（支出の総額から寄附額を差し引いた差額を自己資金として記載するものではなく、あらかじめ予想される支出額に対して手配した自己資金の額と寄附の総額とを合算したものを収入として記載すること。）。
- ③ 収支報告書の調査に関し必要があると認めるときは、県選挙管理委員会は、公職の候補者その他関係人に対し、資料の提出等を求めることができる（法 193）。

9 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、次の書類を収支報告書提出の日から 3 年間保存しなければならない（法 191）。収支報告書の控えについては保存義務はないが、出納責任者においてその控えを保存することが望ましい。

- (1) 会計帳簿
- (2) 寄附に関する明細書
- (3) 支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面

第3 出納責任者の職務代行及び事務引継

1 出納責任者の職務代行

候補者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、候補者が代わってその職務を行うこととなる（法 183）。

（参 考）

出納責任者の職務を代行する場合の届出書については、選任届と同じ内容を記載し、併せて出納責任者の氏名、事故又は欠けたことの事実、その職務代行を始めた年月日を記載する。

また、職務代行者がこれをやめたときは、その事由及び職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

2 出納責任者の事務引継

出納責任者が辞任し、又は解任された場合には、直ちに候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出（事務引継の日までの分）の計算をし、後任の出納責任者（新たに出納責任者となった者がいないときは職務代行者）に対し引継ぎをしなければならない。この場合には、引継ぎをする者が引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名押印し、現金及び帳簿、その他の書類とともに引継ぎをしなければならない（法 190）。

第4 寄附等の禁止

1 公職選挙法による制限

（1）特定の寄附の禁止（法 199、200、248、249）

（ア） 県と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、福岡県知事選挙及び県議会議員選挙に関して、寄附をしてはならない。これに違反して寄附をした場合には、罰則が適用される。

（イ） 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資につき、県から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、福岡県知事選挙及び県議会議員選挙に関して、寄附をしてはならない。これに違反して寄附をした場合には、罰則が適用される。

（ウ） 何人も、（ア）及び（イ）の県と特別の関係にある者に対し、選挙に関して寄附を勧誘し、又は要求してはならない。また、これらの者から寄附を受けてはならない。これに違反して寄附を勧誘し、若しくは要求し、又は寄附を受けた場合には、罰則が適用される。

（2）公職の候補者等の寄附の禁止（法 199 の 2①、249 の 2①～③）

公職の候補者等（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者又は公職にある者をいう。以下同じ。）は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。これに違反して寄附をした場合には、罰則が適用される。

ただし、次に掲げる場合には、例外として禁止されない。

- a 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- b 公職の候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合
- c 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

ただし、参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、選挙区外で行われるもの及び次の期間に行われるものは禁止される。

①知事選挙の場合：任期満了の日前90日に当たる日の翌日から選挙の期日までの間

②県議会議員補欠選挙の場合：福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨を県選挙管理委員会が告示した日の翌日から選挙の期日までの間

(3) 公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止（法199の2②、249の2④）

公職の候補者等以外の者が、公職の候補者等を寄附の名義人として当該選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されており、これに違反して寄附をした場合には、罰則が適用される。

ただし、前記(2)のb及びcに掲げる場合については、例外として禁止されない。

(4) 公職の候補者等に対する寄附の勧誘・要求の禁止（法199の2③、249の2⑤）

何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。公職の候補者等を威迫して、寄附を勧誘し、又は要求した場合には、罰則が適用される。

ただし、前記(2)のa～cに掲げる対象について寄附を勧誘し、又は要求することは禁止されない。

(5) 公職の候補者等を名義人とする寄附の勧誘・要求の禁止（法199の2④、249の2⑦）

何人も、公職の候補者等以外の者に対して、公職の候補者等を寄附の名義人として当該選挙区内にある者に対して寄附することを勧誘し、又は要求することは禁止されており、これに違反して、公職の候補者等以外の者を威迫して、寄附を勧誘し、又は要求した場合には、罰則が適用される。

ただし、前記(2)のb及びcに掲げる対象について寄附を勧誘し、又は要求することは禁止されない。

(6) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（法199の3、249の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者等の氏名を表示し、又はその氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。これに違反して寄附をした場合には、罰則が適用される。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合を除く。

なお、政治資金規正法により、会社、労働組合、職員団体その他の団体（以下「会社・労働組合等」という。）は、政党及び政治資金団体（政党の資金援助を目的とする団体）以外の者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をすることはできない（規正法21①）。

(7) 公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止（法199の4、249の4）

公職の候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いか

なる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。これに違反して寄附をした場合には、罰則が適用される。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等に対して寄附をする場合を除く。

なお、政治資金規正法により、会社・労働組合等は、政党及び政治資金団体（政党の資金援助を目的とする団体）以外の者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をすることはできない（規正法 21①）。

(8) 後援団体に関する寄附等の禁止（法 199 の 5、249 の 5）

(ア) 後援団体（政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策の支持又はその者の推薦若しくは支持をすることがその政治活動のうち主たるものであるものをいう。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。これに違反して寄附をした場合には、罰則の適用がある。

ただし、次に掲げる場合には、寄附をすることができる。

a 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合。

b 当該公職の候補者等に対してする場合。なお、政治資金規正法により、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附は禁止されている（規正法 21 の 2①）。

c 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする場合（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び知事選の場合は(2)①の期間、県議会議員補欠選挙の場合は(2)②の期間にされるものを除く。）。

(イ) 後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、知事選の場合は(2)①の期間、県議会議員補欠選挙の場合は(2)②の期間、当該選挙区内にある者に対し、何人も、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

(ウ) 公職の候補者等は、知事選の場合は(2)①の期間、県議会議員補欠選挙の場合は(2)②の期間、その者に係る後援団体に対し、寄附をしてはならない。ただし、自己の資金管理団体に対して寄附する場合は、この限りではない。

2 政治資金規正法による制限

(1) 寄附の個別規制（規正法 21、21 の 2、22、22 の 2）

(ア) 個人がする寄附

同一の候補者等に対する政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附は、年間を通じて 150 万円を超えることはできない。

また、選挙運動に関する寄附を除き、金銭及び有価証券による寄附は禁止される。

(イ) 会社・労働組合等がする寄附

政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体（政党の資金援助を目的とする団体）に対するものに限られ、公職の候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附はできない。

なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされる（規正法 5 ②）。

(ウ) 違法な寄附の受領禁止

何人も、(ア)及び(イ)の制限に違反してされる寄附を受けてはならない。

(2) 特定会社等の寄附の禁止（規正法 22 の 3）

(ア) 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金（同法第27条第1項の規定による特定交付金を含む。）を除く。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付決定の通知を受けた日から1年間（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、その取消しの通知を受けた日まで）、次の者に対する政治活動に関する寄附をしてはならない。

- a 当該地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者
- b aの者に係る資金管理団体
- c aの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体

また、地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人も、上記a～cの者に対する政治活動に関する寄附をしてはならない。

(イ) 何人も、(ア)の制限を受ける法人であることを知りながら、その法人に対して政治活動に関する寄附を勧誘し、又は要求することを禁止されるとともに、(ア)に違反してされる寄附であることと知りながら、これを受けてはならない。

(3) 赤字会社の寄附の禁止（規正法22の4）

三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。また、何人も、このことに違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

(4) 外国人等からの寄附の受領禁止（規正法22の5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

ただし、その主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場株式会社であってその発行する株式が金融証券取引所において5年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社であって、合併により消滅した株式会社又は株式移転をした株式会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて5年以上継続して上場されているものを含む。）からの寄附は受けることができる。

(5) 匿名等の寄附の禁止（規正法22の6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をすることは禁止されるとともに、これに違反してされる寄附を受けてはならない。ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体（政党の資金援助を目的とする団体）に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものについては禁止されない。

なお、上記に違反する寄附に係る金銭又は物品の提供があったときは、当該金銭又は物品の所有権は国庫に帰属するものとされており、その保管者は、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

(6) 寄附のあっせんの規制（規正法22の7）

(ア) 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫するなど不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならない。

(イ) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

第5 個人が選挙運動に関する寄附をした場合の課税上の特例について

福岡県知事選挙又は福岡県議会議員選挙の候補者として立候補の届出をした者又は推薦届出をされた者に対し、個人が選挙運動に関する寄附をした場合には、政治資金規正法第 32 条の 4 及び租税特別措置法第 41 条の 18 の規定により、次のとおり一定の要件を満たすものについて、所得税に関し寄附金控除の特例を受けることができる。

1 選挙運動費用収支報告書の記載

公職選挙法第 189 条の規定により提出する選挙運動に関する収支報告書（選挙運動費用収支報告書）に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日が記載されていること。

2 適用を除外される場合

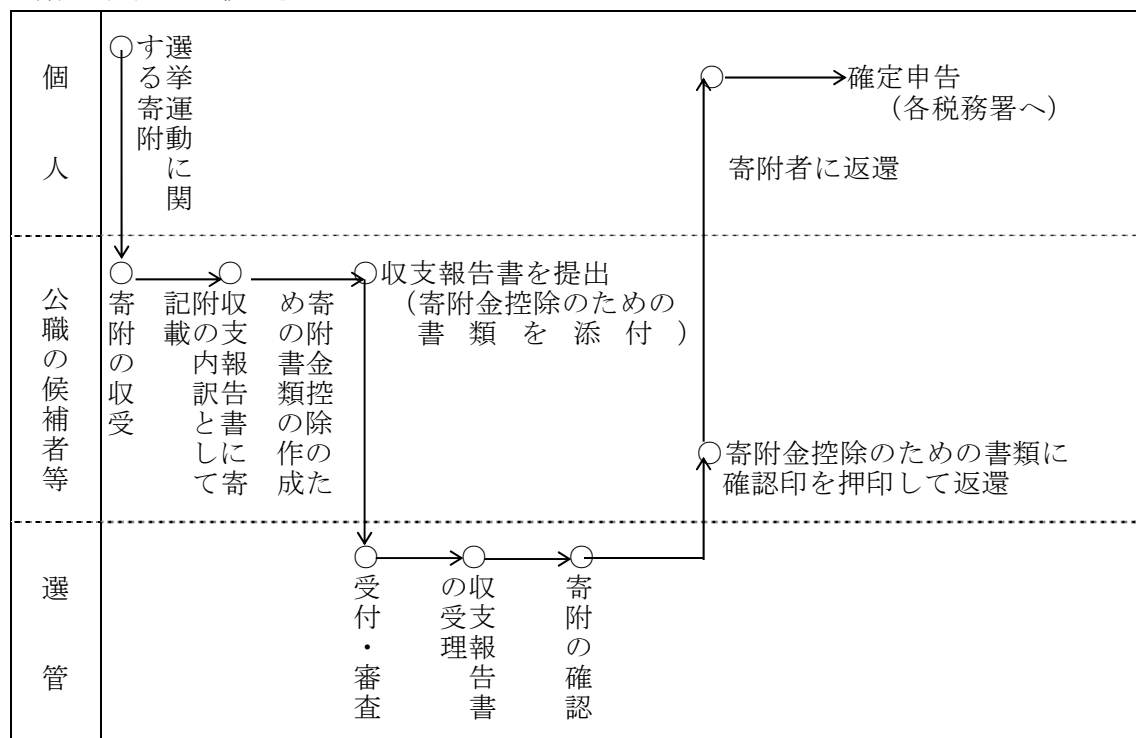
- (イ) 政治資金規正法の規定に違反するもの。
(イ) 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの。

※ この判断は、税務署が行う。

3 寄附金控除を受けるための手続

- ① 選挙運動費用収支報告書に、1に掲げる事項を記載し、提出する。
- ② 寄附金控除のための書類（40頁掲載）を作成し、①の収支報告書とともに提出する。
- ③ ②の書類が①の収支報告書に記載された内容と一致することが確認された場合は、県選挙管理委員会が確認印を押して②の書類を返還するので、その後、速やかに寄附者に当該書類を交付する。
- ④ 寄附者は、県選挙管理委員会の確認印が押された②の書類を添付して税務署に確定申告をする。

＜寄附金控除の手続の流れ＞



別 記 様 式

○ 選挙運動費用収支報告書の記載例

○ 寄附金（税額）控除のための書類の記載例及び様式

※記載例に関する注意

- 1 次頁以降に掲載している記載例は、福岡県議会議員補欠選挙に係るものである。
- 2 福岡県知事選挙に係る選挙運動費用収支報告書の記載要領もほぼ同様であるので、本記載例を参考にすること。
ただし、県知事選挙と県議会議員選挙では、選挙運動期間や報酬・費用弁償、選挙公営関係などに多少の相違点があるので注意すること。

選挙名等を正しく記入のこと。

選挙運動費用収支報告書

立候補届出書の記載内容と一致すること。
氏名は本名を記載する。
通称は本名と併記する場合のみ記載してもよい。

1 令和〇年 〇月〇〇日 執行 福岡県議会議員補欠選挙 (〇 〇 〇 選挙区)

2 公職の候補者 住所

※住民票の記載のとおり記入

氏 名 甲 野 一 郎

※候補者届出書で届け出た氏名を記入 (通称のみを記載することは不可)

3 令和〇年 〇月〇〇日 から
令和〇年 〇月〇〇日 まで

(第 〇 回分)

始期は収入・支出中最も古い日付と一致すること(立候補準備のための収入・支出があるため、告示日前の日付であってよい)。

終期は、選挙期日後の収入・支出がありうるので、選挙期日後の日付で差し支えない。実際の帳簿の締め切り日を記載すること。
なお、第1回分の提出は、選挙期日後15日以内に提出しなければならぬ。よってそれまでに全ての支払いが終わらなければ、第2回分以降を提出する必要がある。

「種別」欄は「寄附」、「その他の収入」の区別を記入する。

「寄附をした者」欄は「寄附」の場合にのみ記入する。

寄附者が個人である場合は、職業を記載すること。なお、職業とは主に生計を立てているものをいう。

公職の候補者1人に対する寄附は、年間150万円までに限られる。ただし、政治団体がする寄附及び個人が遺贈によってする寄附は、この限りではない。

○1件10,000円を超えるものは各件ごとに一つの行に記載すること。

○1件10,000円以下の収入については、「寄附」及び「その他の収入」の別により、各収入日における合計額を一つの行にまとめて記載すること。

○なお、個人からの寄附で課税上の優遇措置を受けようとするもの(「寄附金(税額)控除のための書類」に記載しようとする寄附)については、金額にかかわらず各件ごと(個人及び寄附を受けた日ごと)に記載すること。

欄外に小計とその他の寄附及びその他の収入の小計をそれぞれ記載すること。

(小計: 5,660,000円、うち寄附:2,660,000円、その他の収入:3,000,000円)

収入の部の何ページ目であるかが分かるように、番号を付すこと。

4 収入の部 (No. 2)

年 月 日	金額又は 見 積 額 (円)	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		

(参考) ※第1回分提出の際は必ず記入し、第2回分以降は記入しないこと。

ビラの作成 542, 300 円

ポスターの作成 115, 200 円

公費負担相当額(上記の合計) 657, 500 円

○支出のうち選挙運動に係る公費負担相当額について、本様式に記載すること。
○各項目において2以上の契約がある場合には、契約ごとに追加して記載すること。

注)参考には、選挙運動に係る公費負担相当額のほか、その他の参考となる事項を記入できるものであること。

第2回分以降の報告の場合に、前回までの合計額を記載すること。

必須様式

(支出の部)

費目を必ず記載すること。

「年月日」欄には雇用契約締結日を記載し、支払日は「備考」欄に記載すること。

費目：(一)人件費

5 支出の部 (No. 1)

年 月 日	金額又は 見 積 額 (円)	区分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
〇.〇.〇	10,000	立候補	労務者報酬	〇〇市〇〇町△番△号	乙山 二郎	無 職		〇月〇日 支払
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	事務員報酬	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	甲山 一子	〃		〇月〇日 支払
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	〃	〇〇郡〇〇町大字××〇番地	乙山 二子	〃		〃
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	〃	〇〇市〇〇町〇番〇号	丙山 三子	〃		〃
〇.〇.〇	135,000	選挙運動	車上等運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	甲川 一子	〃		〃
〇.〇.〇	135,000	選挙運動	〃	〇〇市〇〇町〇番〇号	乙川 二子	会社員		〃
〇.〇.〇	135,000	選挙運動	手話通訳者報酬	〇〇郡〇〇町大字〇〇×番地	丙川 三子	〃		〃
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	労務者報酬	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	丁山 四郎	無 職	無償労務従事 9日間×10,000円	〇月〇日 支払
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	〃	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	甲谷 一男	会社員		〇月〇日 支払
〇.〇.〇	135,000	選挙運動	○支出の内容を、各費目ごとに記載すること(費目の区分及びその内容については、4頁以降を参照。) ○金額の多少にかかわらず、選挙運動費用として計上すべきすべての支出について1件の支出ごとに一つの行に記載すること。 ○記載した支出については、領収書等の写しを添付すること。なお、領収書等を徴したい事情があった支出については、所定の書類(37頁参照)を作成しそれを添付すること。					
〇.〇.〇	135,000	選挙運動						
〇.〇.〇	135,000	選挙運動						
〇.〇.〇	135,000	選挙運動						
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	「事務員」「車上等運動員(いわゆる「ウグイス嬢」)」「手話通訳者」及び「要約筆記者」を通じて1日につき、知事選挙の場合は50人を、県議補欠選挙の場合は12人を超えて報酬を支払ってはならない。 また、事前に届け出た者以外の者に報酬を支払ってはならない。 なお、「労務者」については、人数制限や事前届出の義務はなく、選挙運動、立候補準備のいずれにおいても雇用することができる。					
〇.〇.〇	90,000	選挙運動						
〇.〇.〇	90,000	選挙運動						
〇.〇.〇	90,000	選挙運動						

(小計:

1,540,000 円、うち立候補準備:10,000円、選挙運動:1,530,000円)

(一)人件費計:

1,540,000 円

欄外に小計とそのうちの立候補準備及び選挙運動の支出の小計をそれぞれ記載すること。

費目ごとの最終頁には、当該費目に係る支出の合計額を記載すること。

(Nb. 2)

5 支出の部

[illegible]

(二)家屋費((イ)選挙事務所費)計:

800,000 ₪

費目：(二)家屋費(口)集合会場費等)

[illegible]

家屋費は「選挙事務所費」と「集会場費」とに区分して計上し、最後に両者の合計を記載すること。

(小) 計:

75,000 円、うち立候補準備:0円、選挙運動:75,000円)

(二)家屋費((口)集合会場費等)計: 75,000 円

(二)家屋費計: 875,000 円

選挙運動用通常葉書は公営により無料であるため、印刷費等を除き、差し出しについては支出に計上しないこと。

後援会の政治活動で要した通信費を計上しないこと(後援会の政治活動費は、当該団体の政治資金収支報告書に記載されるべきものである。)

5 支出の部		費目：(三)通信費		に記載されるべきものである。)		備考	
年 月 日	金額又は 見 積 額 (円)	区分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者 住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業	金銭以外の 支出の見積 の根拠
〇.〇.〇	2,000	選 挙 運 動	事務連絡用葉書代	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	〇〇郵便局		
〇.〇.〇	10,000	選 挙 運 動	事務連絡用切手代	〃	〃		
〇.〇.〇	150,000	選 挙 運 動	電 話 料	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	〇〇電話局		
〇.〇.〇	80,000	選 挙 運 動	携帯電話借上料	〇〇市〇〇町〇番〇号	㈱〇〇電器		〇月〇日 支払

請求日の関係で、収支報告書の第1回分の提出時までに支払いが済んでいない場合は、第2回分以降に記載する(支払いが済んだ後に収支報告書に記載して提出する。)こと。

政党等と電話を共同使用しているような場合は、請求額に選挙運動として使用した割合を乗じて所要経費を算出すること。

契約締結日と支払日が異なる場合は、「年月日」欄には契約締結日を記載し、支払日は「備考」欄に記載すること。

選挙運動のために利用できる葉書は、選挙運動用通常葉書のほかは、使用することができない。

(小計: 242,000 円、うち立候補準備: 0 円、選挙運動: 242,000 円)

(三)通信費計: 242,000 円

選挙運動用自動車(1台のみ)に要する借上料・ガソリン代等は選挙運動費用には含まれないので計上しないこと(12頁参照)。

費目：(四)交通費

5 支出の部 (No. 5)

年 月 日	金額又は 見 積 額 (円)	区分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○.○.○	8,000	選挙運動	ガソリン代	○市○区○町○番○号	株○○石油			
○.○.○	6,000	選挙運動	タクシー代	○市○町○番○号	株○○タクシー			
○.○.○	2,000	選挙運動	電車賃	○郡○町大字○×番地	甲 川 一 郎	無 職		○月○日 支払
○.○.○	800	選挙運動	バス代	○市○区○町○番○号	甲 山 一 子	"		○月○日 支払
○.○.○	800	選挙運動	"	○郡○町大字××番地	乙 山 二 子	"		○月○日 支払
○.○.○	700	選挙運動	"	○市○町○番○号	丙 山 三 子	"		○月○日 支払
○.○.○	600	選挙運動	"	○市○区○町○番○号	甲 川 一 子	"		○月○日 支払
○.○.○	700	選挙運動	"	○市○町○番○号	乙 川 二 子	会社員		○月○日 支払
○.○.○	800	選挙運動	"	○郡○町大字○×番地	丙 川 三 子	会社員		○月○日 支払
○.○.○	5,000	選挙運動	タクシー代	○市○区○町○番○号	株△△タクシー			
○.○.○	630	選挙運動	高速料金	○市○区○町○番○号	○道路公社			
○.○.○	12,000	選挙運動	ガソリン代	○市○区○町○番○号	株○○石油			
○.○.○	7,000	選挙運動	ガソリン代	○市○区○町○番○号	株○○石油			
○.○.○	1,000	選挙運動	駐車料金	○市○町○番○号	株○○パーキング			

候補者自身が乗車する場合の車賃は、選挙運動費用には含まれないので計上しないこと。

選挙運動に従事する者及び
労務者に対する交通費の実
費弁償はこのように計上。

(小計：

46,030 円、うち立候補準備：0円、選挙運動：46,030円)

(四)交通費計：

46,030 円

後援会の政治活動のリーフレットなどの印刷費を計上しないこと(後援会の政治活動費は、当該団体の政治資金収支報告書に記載されるべきものである。)

費目：(五)印刷費

(No. 6)

5 支出の部

[illegible]

選挙公営により、公費で作成費が支払われた場合でも、支出として計上しなければならない。
なお、公費負担分は収入の部においては「参考」欄に記入するのみで、収入額には算入しない（これにより、収支報告書上で支出総額が収入総額を上回っても差し支えない。）。

(小) 詰

912,500 円、うち立候補準備:912,500 円、選挙運動:0 円)

(五)印刷費計: 912,500 円

費目：(六)広告費

(「選挙運動用自動車等を使用するのために要した支出」)(自動車等の借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料等)については、選挙運動費用に計上する必要はないが、自動車等に取り付ける文書図画(看板)に要する経費は、選挙運動費用に計上しなければならない。

(小計:	783,000 円、うち立候補準備:783,000 円、選挙運動:0円)	
(六)広告費計:		783,000 円

5 支出の部 (No. 9) 費目: (ハ)食料費

年 月 日	金額又は 見 積 額 (円)	区分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○.○.○	2,300	選挙運動	弁当料	○市○区○町○番○号	甲 山 一 子	無職		○月○日 支払
○.○.○	2,300	選挙運動	"	○郡○町○大字××○番地	乙 山 二 子	"		○月○日 支払
○.○.○	3,000	選挙運動	"	○市○町○番○号	丙 山 三 子	"		○月○日 支払
○.○.○	3,000	選挙運動	"	○市○区○町○番○号	甲 川 一 子	"		○月○日 支払
○.○.○	700	選挙運動	"	○市○町○番○号	乙 川 二 子	会社員		○月○日 支払
○.○.○	700	選挙運動	"	○郡○町○大字○×○番地	丙 川 三 子	会社員		○月○日 支払
○.○.○	9,000	選挙運動	菓子代	○市○町○番○号	○ストアー			
○.○.○	170,000	選挙運動	弁当料	○市○町○番○号	株○○弁当			

選挙運動に従事する者に対する弁当料の実費弁償はこのように計上。
なお、労務者には弁当(現物)の提供はできないが、実費弁償はできない。

選挙事務所において選挙運動に従事する者及び労務者に提供する弁当は、法第139条により、次の食数を超えてはならない。
知事選挙の場合:1,377食分(1食1,000円以内、1人1日3,000円以内)
県議会議員補欠選挙の場合:405食分(1食1,000円以内、1人1日3,000円以内)
また、陣中見舞にきた選挙人等に食事を提供することはできない。
選挙事務所において選挙運動に従事する者及び労務者に弁当を提供した場合には、弁当料に相当する額を実費弁償(選挙運動に従事する者の場合)又は報酬(労務者の場合)から差し引かなければならない。

(小計: 191,000 円、うち立候補準備:0円、選挙運動:191,000円)
(ハ)食料費計: 191,000 円

費目：(九)休泊費

[illegible]

(小計: 24,000 円、うち立候補準備: 0 円、選挙運動: 24,000 円)

(九)休泊費計: 24,000 円

費目：(十)雜費

第1回分の収支報告書提出時までに支払いが済んでいない場合は、第2回分以降に報告すること。

82,000 円、うち立候補準備:82,000円、選挙運動:0円)

注意点は、収支報告書本体の表紙と同様である。
領収書等の写しを綴る際は、左下の「※」にも注意のこと。

選挙運動費用収支報告書（領収書等の写し綴）

令和〇年 〇月〇〇日 執行

福岡県議会議員補欠選挙（ 〇 〇 〇 選挙区）

候補者氏名 甲 野 一 郎

（第 〇 回分）

○領収書等は、収支報告書に記載された順番に綴ること。
○「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」「振込明細書に係る支出目的書」はこの綴に綴ること。

※この用紙は、収支報告書に添付して提出する領収書等の写しの表紙として使用してください。
※提出の際は、用紙のサイズをA4判に統一してください。
※複数の領収書等の写しを1枚の用紙に納める場合は、それぞれが重ならないようにしてください。

報酬を辞退した場合は、見積額を寄附による収入に計上し、同額の支出があったとして取り扱うが、領収書がとれないため、本様式に記載が必要であること。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額 (円)	区分	支出の目的	領収書等の他の支出を証すべき 書面を徴し難い事情
〇.〇.〇	90,000	選挙運動	労務者報酬	無償労務提供のため
〇.〇.〇	2,000	選挙運動	電車賃	即金支払いのため
〇.〇.〇	542,300	立候補準備	ポスター作成費	公費で支払われるため
〇.〇.〇	115,200	立候補準備	ビラ作成費	公費で支払われるため

○この様式は、収支報告書に記載した支出のうち、領収書等を徴し難い事情があった支出について1件ごとに記載すること。
 ○なお、「領収書の紛失」は領収書等を徴し難い事情にならない。その場合は、支払先に再発行を依頼すること。
 ○また、金融機関への振込により支出した場合で、支出先から領収書等が発行されなかった場合には、本様式でなく「振込明細書に係る支出目的書」の作成によっても構わない。

1 令和〇年 〇月〇日 執行 福岡県議会議員補欠 選挙 (〇 〇 〇 選挙区)

2 公職の候補者 氏 名 甲 野 一 郎

3 出納責任者 氏 名 山 川 一 男

備考 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
 2 「支出の目的」の欄には、公職選挙法施行規則別記第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
選挙事務所費	備品借上料 (株)〇〇商会

1 令和〇年 〇月〇日 執行 福岡県議会議員補欠 選挙 (〇 〇 〇 選挙区)

2 公職の候補者 氏 名 甲 野 一 郎

3 出納責任者 氏 名 山 川 一 男

備考 1 「支出の費目」の欄は、公職選挙法施行規則別記第三十号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。

2 「支出の目的」の欄は、公職選挙法施行規則別記第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。

4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

○当該支出について「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載をしている場合又は振込明細書に支出の目的が記載されている場合(出納責任者による記入も可)は、本様式をさらに作成して提出する必要はない。
○なお、この様式は、支出の目的が同一であれば、個々の振込明細書ごとに作成する必要はない。

※寄附金（税額）控除を受けようとする場合は、次ページを複写し、この記載例に従い記入して、選挙運動費用収支報告書とともに福岡県選挙管理委員会に持参すること。

※記載が必要であるのは、「寄附をした者」欄及び「寄附を受けた個人」欄である。
 なお、同一人から何回かに分けて寄附を受けた場合は「寄附の内訳」欄も記入のこと。

寄附金（税額）控除のための書類

（確認欄）

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏 名	丙 山 三 郎							
住 所	〇〇市〇〇町〇番〇号							
寄 附 金 の 額	百万	十万	万	千	百	十	円	
	¥	1	5	0	0	0	0	0
寄 附 年 月 日	令和 年 月 日							

寄附者1人につき1枚作成すること。
 選挙運動費用収支報告により報告された個人からの寄附でなければならない。

金額の先頭に「¥」を付すこと

（寄附を受けた団体）

名 称		
住 所		
団 体 の 区 分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	
	令和 年 月 日	

何回かに分けて寄附を受けた場合はこの欄は記載する必要はない（一番下の「寄附の内訳」欄に記入する）。

この欄（「寄附を受けた団体」欄）は記載する必要はない。

（寄附を受けた個人）

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	甲 野 一 郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	福岡県議会議員補欠選挙 令和〇年〇月〇〇日
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	

通称名で記載しないこと。

（寄附の内訳）

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
〇・〇・〇	500,000 円	・ ・	円	・ ・	円
〇・〇・〇	1,000,000 円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

記載するのは「立候補年月日」であるので注意。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による収支報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏 名								
住 所								
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	令和 年 月 日							

（寄附を受けた団体）

名 称		
住 所		
団 体 の 区 分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住 所		

（寄附の内訳）

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円